平成２１年（フ）第５１８号
静岡県駿東郡清水町徳倉1156番地の１　エルディム岩崎103、前住所静岡県田方郡函南町間宮493番地の１　ウィスティリア函南106
破産者　伊藤　雅彦
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
静岡県富士市森島551　グランディール３Ａ、住民票上の住所静岡県富士市吉原１丁目15番４号
破産者　渡邊　路子
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１８３号
静岡県富士宮市万野原新田3369番地の28、前住所静岡県富士宮市山宮961番地の７、前々住所静岡県富士市天間368番地の２
破産者　木川　勝美
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２９０号
滋賀県守山市古高町240番地　グランヴェールオオノ202号
破産者　浦野　孝子（旧姓濱口）
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４８号
大津市仰木２丁目11番14号、開始決定時の住民票上の住所滋賀県愛知郡愛荘町沓掛855番地10
破産者　小林健太郎
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５４号
大津市坂本６丁目32番７号、前住所千葉県浦安市東野２丁目20番15号
破産者　大宮工務店こと　大宮　勝信
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６３号
大津市仰木４丁目23番５号
破産者　辻　周一郎
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１０号
滋賀県草津市大路１丁目７番１―2209号
破産者　寺山　　貴
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３号
京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋２番地76
破産者　谷内　文子
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
奈良県桜井市大字粟殿1005番地の３
破産者　北中　伸一
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５４６号
奈良県大和郡山市箕山町６―28　きららハイツ102、住民票上の住所奈良県天理市櫟本町1575番地
破産者　髙川　洋一
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５５７号
奈良市杏町594番地の１　サンモール102号
破産者　尾白裕美子（旧姓平瀬）
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８９３号
熊本市琴平１丁目２番39号
破産者　金子　道子
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４４号
宮崎市大字浮田1395番地
破産者　松浦　和子
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第２３０６２号
東京都中央区銀座３丁目11番５号
破産者　バイオネット株式会社
１　決定年月日　平成23年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６００７号
東京都品川区西大井２丁目15―13―101
破産者　内海　　功
１　決定年月日　平成23年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２８９号
東京都昭島市松原町１丁目12―１―217
破産者　相澤　裕子
１　決定年月日　平成23年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７０３号
静岡県富士市中丸703―29―203
破産者　市川　秀海
１　決定年月日　平成23年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００３２号
東京都足立区北加平町10―５
破産者　太田　正幸
１　決定年月日　平成23年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部